

## 温泉行政事務処理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、温泉法（昭和23年法律第125号。以下「法」という。）、温泉法施行令（昭和59年政令第25号）、温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び温泉法施行細則（平成12年徳島県規則第35号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、温泉に関する事務処理を定め、温泉行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (掘削の許可申請に係る添付書類)

第2条 省令第1条第2項第1号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 掘削地点と付近の源泉との距離を明示した縮尺1/25,000及び1/50,000の地形図
- (2) 掘削地点を明示した縮尺1/1,000～1/5,000の地形図
- (3) 掘削地点を明記し、付近構造物、不動点等からの距離を明示した見取図

2 省令第1条第2項第6号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者本人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書
- (2) 他人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の温泉掘削に関する承諾書又は当該土地に係る賃貸契約書
- (3) 掘削しようとする地点が自然公園法（昭和32年法律第161号）、農地法（昭和27年法律第29号）、河川法（昭和39年法律第167号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令により掘削の制限を受けている場合にあつては、その規制が解除されていることを証する書類

3 細則第2条第2項第3号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 掘削の詳細を示す断面図（ケーシングプログラム）
- (3) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策
  - イ 近隣住民への対処
- (4) 既存源泉（掘削地点から500メートル以内のものをいう。以下同じ。）の所有者の掘削に対する同意書。
- (5) その他必要と認める書類

### (増掘の許可申請に係る添付書類)

第3条 省令第6条第2項第1号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 増掘地点と付近の源泉との距離を明示した縮尺1/25,000及び1/50,000の地形図
- (2) 増掘地点を明示した縮尺1/1,000～1/5,000の地形図
- (3) 増掘地点を明記し、付近構造物、不動点等からの距離を明示した見取図

2 細則第8条第2項第3号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 申請者が増掘に必要な土地を増掘のために使用する権利を有する者であることを証する書類として次に掲げる書類
  - ア 申請者本人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書
  - イ 他人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の温泉増掘に関する承諾書又は当該土地に係る賃貸契約書
  - ウ 増掘しようとする地点が自然公園法（昭和32年法律第161号）、農地法（昭和27年法律第229号）、河川法（昭和39年法律第167号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令により増掘の制限を受けている場合にあつては、その規制が解除されていることを証する書類
- (3) 増掘の詳細を示す断面図（ケーシングプログラム）
- (4) 次に掲げる事項を記載した書類
  - ア 掘削工事に伴う汚泥の処理方法及び騒音の防止対策
  - イ 近隣住民への対処
- (5) 既存源泉の所有者の増掘に対する同意書
- (6) その他必要と認める書類

（動力装置の許可申請に係る添付書類）

第4条 省令第6条第2項第1号の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 動力装置を設置しようとする地点を明示した図面及びその付近の見取図として次に掲げる書類
    - ア 動力装置設置地点と付近の源泉との距離を明示した縮尺1/25,000及び1/50,000の地形図
    - イ 泉源及び動力装置を設置しようとする位置、配管を明示した縮尺1/1,000～1/5,000の地形図
- 2 細則第8条第2項第3号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
  - (2) 動力装置の詳細図として次に掲げる書類
    - ア 揚湯設備の構造、仕様及び設置状況等を示した図面
    - イ 動力の出力及びポンプの種類、型式等の選定理由書
  - (3) 揚湯試験の結果を記載した書類
  - (4) 地質柱状図
  - (5) 申請者が動力装置設置に必要な土地を動力装置設置のために使用する権利を有する者であることを証する書類として次に掲げる書類
    - ア 申請者本人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明

書

イ 他人が所有する土地である場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の動力装置設置に関する承諾書又は当該土地に係る賃貸契約書

ウ 動力装置を設置しようとする地点が自然公園法（昭和32年法律第161号）、農地法（昭和27年法律第229号）、河川法（昭和39年法律第167号）、森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令により掘削の制限を受けている場合にあっては、その規制が解除されていることを証する書類

(6) その他必要と認める書類

(温泉掘削等の許可申請の受付期限)

第5条 法第32条に規定する審議会その他の合議制の機関に諮問するため、法第3条第1項及び法第11条第1項の規定による申請書の受付期限については、別に定めるものとする。

(掘削等の工事着手届)

第6条 土地の掘削許可、ゆう出路の増掘許可又は動力の装置許可（以下「掘削等の許可」という。）を受けた者は、当該工事に着手しようとするときは、あらかじめ、工事着手届（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(掘削の工事完了届に係る添付書類)

第7条 細則第7条の届出書（工事完了届のうち、土地の掘削の工事により温泉がゆう出した場合のものに限る。）には、省令第5条第2項に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 地質柱状図

(2) 温泉成分分析書の写し

(掘削許可申請書等の記載事項等変更届)

第8条 掘削等の許可を受けた者は、細則第2条第1項又は細則第8条第1項の申請書の記載事項等に変更が生じたときは、温泉（掘削・増掘・動力装置）許可申請書記載事項等変更届（様式第2号）に当該変更を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、法第7条の2第1項（法第11条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(温泉台帳)

第9条 知事は、源泉ごとに温泉台帳を作成し、必要な事項を記載するものとする。

(温泉採取の許可申請に係る添付書類)

第10条 細則第9条第2項第3号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 申請者が温泉の採取に必要な土地を温泉の採取のために使用する権利を有する者であることを証する書類として次に掲げる書類
  - ア 申請者本人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書
  - イ 他人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の温泉採取に関する承諾書又は当該土地に係る賃貸契約書
- (3) 温泉成分分析試験結果書の写し
- (4) その他必要と認める書類

(可燃性天然ガスの濃度についての確認申請に係る添付書類)

第11条 細則第12条第2項第3号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 申請者が温泉の採取に必要な土地を温泉の採取のために使用する権利を有する者であることを証する書類として次に掲げる書類
  - ア 申請者本人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書
  - イ 他人が所有する土地である場合にあつては、当該土地の登記事項証明書及び当該土地の所有者の温泉採取に関する承諾書又は当該土地に係る賃貸契約書
- (3) 温泉成分分析試験結果書の写し
- (4) その他必要と認める書類

(温泉の採取のための施設等の変更許可に係る工事完了届)

第12条 法第14条の7第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る工事を完了したときは、遅滞なく、温泉採取施設等変更許可に係る工事完了届（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 設備の設置の状況を表した写真
- (2) 省令第6条の2第2項第4号に掲げるメタン濃度及び量の測定の結果

(温泉採取許可申請書等の記載事項等変更届)

第13条 温泉の採取許可又は可燃性天然ガス濃度の確認を受けた者は、細則第9条第1項又は細則第12条第1項の申請書の記載事項等に変更が生じたときは、温泉採取許可申請書記載事項等変更届（様式第4号）又は可燃性天然ガスの濃度についての確認申請書記載事項等変更届（様式第5号）

による届出書を当該変更を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、温泉の採取許可を受けた者が法第14条の7第1項の規定による許可を受けたときは、この限りでない。

(温泉利用の許可申請に係る添付書類)

第14条 細則第16条第2項第4号の知事が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 登記事項証明書（申請者が法人である場合に限る。）
- (2) 利用施設の付近状況が分かる地図
- (3) 温泉利用施設の設備概要及び温泉利用配管を明示した平面図（源泉と利用施設の位置が異なる場合にあつては、源泉から施設までの配管を明示した図面又は運搬方法を記載したものを含む。）
- (4) 申請者が温泉源より温泉を採取する者と異なる場合にあつては、温泉を利用する権利を有することを証する書類
- (5) その他必要と認める書類

(温泉成分等揭示届に係る添付書類)

第15条 細則第19条の届出書には、温泉分析書の写し及び揭示場所を示す平面図を添付しなければならない。

(温泉利用廃止届)

第16条 温泉の利用の許可を受けた者は、当該許可に係る温泉を公共の浴用又は飲用に供することをやめたときは、温泉利用廃止届出書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(温泉利用許可申請書の記載事項等変更届)

第17条 温泉の利用の許可を受けた者は、細則第16条の申請書の記載事項等に変更が生じたときは、温泉利用許可申請書記載事項等変更届（様式第7号）による届出書を当該変更を証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第18条 この要綱の規定により知事に提出する書類は、行為地、温泉又は施設の所在地を管轄する徳島県総合県民局又は徳島県東部保健福祉局長を経由するものとする。

附則（平成30年3月30日薬第1579号保健福祉部長通知）

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

様式第 1 号 (第 6 条関係)

工事着手届

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

㊦

(法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名)

温泉 (掘削  
増掘  
動力装置)

の工事に着手するので、温泉行政事務処理要綱第 6 条の規定によ

り、届け出ます。

許 可 番 号 及 び 年 月 日	徳島県指令第 号 年 月 日	
工事に 係る土 地	所 在 及 び 地 番	
	地 目	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日	
工 事 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
備 考	工事請負人の住所及び氏名 (法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)	

様式第 2 号 (第 8 条関係)

温泉 

掘	削
増	掘
動力装置	

 許可申請書記載事項等変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

㊞

法人にあつては、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名
-------------------------------------

温泉 

掘	削
増	掘
動力装置	

 許可申請書の記載事項等に変更があつたので、温泉行政事務処理要

綱第 8 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許 可 番 号 及 び 年 月 日	徳島県指令第	号	年	月	日
工事に 係る土 地	所 在 及 び 地 番				
	地 目				
変 更 内 容					
変 更 前					
変 更 後					
変 更 年 月 日	年	月	日		
変 更 理 由					

様式第3号（第12条関係）

温泉採取施設等変更許可に係る工事完了届

年 月 日

徳島県知事 殿

住所  
届出者

氏名 <sup>㊟</sup>  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉採取のための施設等の変更許可に係る工事を完了したので、温泉行政事務処理要綱第12条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号 及び年月日	徳島県指令第 号 年 月 日
源泉名	
温泉の採取場所	
工事開始年月日	
工事完了年月日	

様式第4号（第13条関係）

温泉採取許可申請書記載事項等変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

④

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉採取許可申請書の記載事項等に変更があつたので、温泉行政事務処理要綱第13条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許 可 番 号 及 び 年 月 日	徳島県指令第 号 年 月 日
源 泉 名	
温泉の採取場所	
変 更 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 理 由	

様式第5号（第13条関係）

可燃性天然ガスの濃度についての確認申請書記載事項等変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

㊦

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

可燃性天然ガスの濃度についての確認申請書の記載事項等に変更があつたので、温泉  
行政事務処理要綱第13条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

源 泉 名	
温泉の採取場所	
変 更 内 容	
変 更 前	
変 更 後	
変更年月日	年 月 日
変 更 理 由	

温泉利用廃止届

年 月 日

徳島県知事 殿

届出者 住 所  
氏 名 <sup>㊤</sup>  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉を公共の浴用又は飲用に供しなくなったので、温泉行政事務処理要綱第16条の規定により、届け出ます。

許 可 番 号 及 び 年 月 日	徳島県指令第 号 年 月 日	
浴用又は飲用の別		
温泉を公共の浴用 又は飲用に供する 施設	所在地	
	名 称	
廃 止 年 月 日	年 月 日	
廃 止 理 由		

様式第7号（第17条関係）

温泉利用許可申請書記載事項等変更届

年 月 日

徳島県知事 殿

住所  
届出者  
氏名 ㊟  
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名〕

温泉利用許可申請書の記載事項等に変更があつたので、温泉行政事務処理要綱第17条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

許可番号 及び年月日	徳島県指令第 号 年 月 日	
温泉を公共の 浴用又は飲用 に供する施設	所在地	電話番号
	名称	
変更した事項		
変更前		
変更後		
変更年月日	年 月 日	
変更理由		